

Nーバス再編支援業務委託仕様書

1 業務名

Nーバス再編支援業務委託

2 委託場所

長久手市内外

3 事業の目的

長久手市地域公共交通計画（令和6年3月策定）にある基本方針「地域共創による地域交通ネットワークの確保・維持・改善」に関し、計画事業「地域特性に合った補助交通の確保」にかかるNーバスの再編（路線見直し）について、ニーズや課題などを把握及び整理し、再編素案を検討することを目的とする。

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

(1) 計画準備

契約締結後、速やかに発注者と打合せを行うとともに、本事業の目的を十分に把握したうえで、合理的かつ効率的に業務を遂行するため、業務内容、実施方針、スケジュール及び実施体制について、業務計画書及びその他必要な書類を提出し、発注者の承認を得ること。

(2) 利用状況の整理

ア 統計的指標の整理

現行ルート及び運行実績について、営業距離、バス停位置、カバー圏域、利用者数、民営路線バスとの重複状況等の各種基礎データを整理する。

イ 利用実態調査結果の整理

ア及び長久手市が別に行う乗降調査結果を踏まえ、Nーバスの利用実態を整理し、現行ルートの妥当性や効率性を確認する。

(3) ニーズの把握及び整理

ア 市民アンケート調査の企画及び実施

市民の公共交通の満足度などの地域公共交通の確保・維持・改善につながるニーズを確認するため、アンケート調査を実施する。調査の実施方法は、発注者が無作為抽出した15歳以上の市民3,000人を対象に郵送方式により実施する。

発注者は、宛名シールの印刷及び発送用封筒の提供を行い、受注者は、宛名シール台紙及び返信用封筒の準備並びに調査票の作成、印刷、封入及び発送を行う。また、調査票の返送先は受注者とし、受注者にて、回収、集計、分析及び取りまとめを行う。なお、回収率は40パーセントを想定している。

イ 利用者アンケート調査の企画及び実施

Nーバスの利用実態や満足度などの利便性向上につながるニーズを確認するため、利用者を対象とした利用者アンケート調査を企画、実施、集計及び分析を行う。調査の方法は、平日及び休日の各1日の利用者(500人想定)に対し、乗車時に調査員から調査票を直接配布し、郵送にて回収するものとする。

受注者は、返信用封筒の準備並びに調査票の作成、印刷、封入及び配布を行う。また、調査票の返送先は受注者とし、受注者にて、回収、集計、分析及び取りまとめを行う。なお、回収率は40パーセントを想定している。

ウ 各アンケート結果の整理

ア及びイの結果について、性別、年代、居住地、自家用車の所有有無、利用頻度等の各種族性別にクロス集計するとともに、別途長久手市が実施するデマンド型交通実証実験の結果を確認し、本市の公共交通に対するニーズ特性を確認及び整理する。

(4) 路線再編素案の検討

ア 現行路線の評価及び検証

(2)利用状況の整理及び(3)ニーズの把握及び整理を踏まえ、現行路線について、総合的な整理及び分析並びに評価を行う。

イ 現行路線の課題整理

現行路線のについて、まちづくり及び公共交通ネットワーク並びに運行体制を踏まえ、問題及び課題を整理し、改善点や変更すべき点を確認する。

ウ 路線再編素案の検討

長久手市地域公共交通計画や現行路線の評価及び検証並びに課題整理を踏まえ、確保・維持すべき利用者ODを考慮するとともに、民間路線バス等の他の公共交通機関（Nーバスに代わる新たな移動手段を含む。）との調和を図りつつ、ルート及びバス停（ダイヤ及び車両）について、本市が実施するパブリックコメントに向けた路線再編素案を検討する。

(5) 報告書及び資料作成

以上の検討経過等について、報告書及び長久手市地域公共交通会議用の資料を作成し、取りまとめる。

(6) 打合せ協議

打合せは、業務着手時1回、中間時2回及び成果納入時1回の合計4回行うことを原則とするが、業務実施上、疑義が生じた場合等は、速やかに発注者と協議する。

6 成果品

(1) 報告書 2部

(2) 報告書等の電子データ 一式

7 費用の支払

受注者が成果品及び関係資料等を整えた後、完了届を提出し、発注者が検査を行うものとし、検査に合格した時は、契約代金を受注者からの請求により支払うものとする。

8 その他

(1) 長久手市地域公共交通計画に基づき、業務を遂行すること。

(2) (1)の他関係する法令、条例並びに国、愛知県及び長久手市の計画を踏まえ、業務を遂行すること。

(3) 当該業務の遂行に当たっては、個人情報保護に関する法律（平

成 1 5 年法律第 5 7 号)、個人情報保護に関する法律施行令(平成 1 5 年政令第 5 0 7 号)、個人情報保護に関する法律施行規則(平成 2 8 年個人情報保護委員会規則第 3 号)及び長久手市個人情報保護法施行条例(令和 4 年長久手市条例第 2 4 号)の規定に基づき、適正な個人情報の取扱いを行うこと。

- (4) 当該業務において得られた情報は、長久手市に属するものとし、受注者は、知り得た事項一切に対して守秘義務を負うものとする。
- (5) 当該業務の成果品に係る権利は長久手市に属するものとし、作成データを他の用途のために利用すること及び第三者へ提供することは禁止する。
- (6) 当該業務の実施に当たり、本仕様に明示のない事項や、不明な点については、必要の都度、長久手市と協議の上決定する。
- (7) 業務完了後、受注者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された時は、担当課が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。